

議提議案第3号

秦野市議会委員会条例の一部を改正することについて

秦野市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成25年2月28日提出

提出者	秦野市議会議員	村上	茂
賛成者	同	和田	厚行
同	同	佐藤	敦
同	同	横山	むらさき
同	同	露木	順三
同	同	吉村	慶一

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、常任委員の所属、特別委員の在任期間等について定めるため、改正するものであります。

秦野市議会委員会条例の一部を改正する条例

秦野市議会委員会条例（平成3年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、別表のとおりとする。

第6条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間 在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。